児童虐待事例検証報告書概要

事例の概要

福島県社会福祉審議会児童福祉専門分科会 児童虐待検証部会 令和6年3月

未成年であった母が在胎 2 8 週で本児を出産。妊娠発覚時、母は未婚であり本児の父と結婚することを希望していたが、その後父とは疎遠になり、婚姻に至らなかった。

本児は、低出生体重児であるとともに複数の奇形や障がいを伴っていたため生後6か月頃まで自宅から遠距離にある高度医療を担う医療機関に入院していた。その後、いったん地元医療機関に転院し、3か月経過後の生後9か月時に、母方祖父母及び母の同胞が同居する自宅に退院した。

自宅への退院から約3週間後に、同世帯から「こどもの意識と呼吸がない」と119番通報があり、同日、本児の死亡が確認された。母は、本児を殺害したことを 認め、逮捕された。

本事例は少年法の保護事件として審理され、母には、その後少年審判が下された。

今後の対応に関する提言

今後の対応に関する提言	
項目	提言
①ハイリスク妊婦への支援体 制の充実強化	(速やかに支援を開始するための体制の構築) ・ハイリスク妊婦を把握した場合、関係機関による情報共有や連携が円滑に行えるよう、県及び市町村において支援マニュアルを作成するなど、速やかに支援を開始できる体制を整備する。 (アセスメント能力向上のための研修機会の確保)
	・ハイリスク妊婦自身から援助や助言を求めることが困難な場合があるため、支援する関係機関においては、本人の言動だけではな。 様々な情報から、現実的な養育見通しをアセスメントできる能力を形成できる研修の機会を確保する。
	(市町村における困難事例に対する組織的対応の徹底) ・ケース管理を担当保健師任せにならないよう、担当保健師を組織としてサポートできる体制を整備する。
	・連絡がつながりづらい家庭や、担当職員が困難さや心理的ストレスを感じるなどの事例への対処方法を学ぶ機会を確保するため、不修会や事例検討などを実施する。 ・支援困難な家庭の場合には、支援の優先順位を上げ、複数の担当者を充てるなど、積極的な対応を取る。
	(要保護児童対策地域協議会を活用した包括的支援の実施) ・市町村において母子保健部門と児童福祉部門が適切かつ速やかに情報提供する仕組及び一体的な支援が行える体制を整えるとともに、支援を要する妊産婦や児童等については、適切に要保護児童対策地域協議会の対象として支援の進行管理が行えるよう、同協議会の運用ルールを再検討するとともに、そのルール及び方針について明文化する。
②支援対象者の状況変化に応 じた適切な支援の実施	(状況の変化に応じた支援方針の柔軟な検討) ・要支援家庭において養育環境の変化が生じた場合、支援機関は早期に養育環境を確認し、より積極的にサポートを行うとともに、野親や乳児院等の利用についても可能性を検討し、養育者にも情報提供を行う。 ・支援機関が複数ある場合、その役割や責任の所在を明らかにし、養育者にとって相談しやすい体制を構築する。 ・児の危機的状況など、想定外の事態が生じた場合の養育者の精神的ストレスに対する支援のため、専門職がチームとしてアプローをできる支援体制を構築する。
③関係機関による情報共有と 引き継ぎの徹底による途切れ ることのない支援の実施	(組織内での十分な引き継ぎの徹底) ・年度替わりや組織改編等関係機関内部で担当者や対応部署の変更が生じた場合、情報共有と引き継ぎが丁寧に行われるような仕組 を構築する。
	(医療機関と市町村との緊密な情報共有の徹底) ・エジンバラ産後うつ病質問票の結果について、点数以外にも把握できた情報も踏まえて、関係者に適切に共有した上で評価し、必要な支援の検討を行う。
④未成年である母親の特性を 踏まえた支援の充実	(母が被虐待児となっていないかという視点での検討及び支援の充実) ・母が未成年である場合、母及び児の親権者である祖父母に対し、適切な親権行使について積極的に働きかける。また、祖父母からたの不適切な養育が疑われたときは、必要に応じて祖父母とは独立した生活を検討するとともに、児童相談所においては、未成年のたとその子を同一の場所で保護できるよう、一時保護所の体制や委託可能な里親を充実させていく。
	(母がヤングケアラーとなっていないかという視点での検討及び支援の充実) ・支援者向けにヤングケアラーに関する理解を深めるための研修を実施するとともに、広く県民に対して、県や市町村がシンポジウスを行うなどの啓発を行う。 ・支援が必要なヤングケアラーに対しては、迅速かつ適切な支援が可能となるよう、市町村児童福祉関係課をはじめ関係機関で構成する
	る連絡協議会を設置するなど、支援体制を整備する。 (ケース会議の原則実施) ・未成年の妊婦の場合にはそのパートナーや妊婦の親権者等と連絡を取るなど、成人の妊婦と異なる対応もあるため、支援策を検討るにあたっては、どの事例も原則として関係機関によるケース会議を開催する。
	(パートナーへのアプローチとサポート)・婚姻関係の有無に関わらず、子に対して対等に責任を負うべきパートナーへの支援を行う制度や体制を強化する。
⑤リプロダクティブ・ヘルス/ ライツ教育の推進	(妊娠前からの教育の充実) ・子どもの発達や成長に合わせた教育を継続的かつ反復的に実施していくとともに、学校現場だけではなく、地域全体で教育を受けることができる体制を構築する。
<国への提言>	
未成年の事例に関する関係機	・より充実した検証を行い、児童虐待防止のための適切な提言につなげていくため、少年法の規制によって、虐待に至った動機等の成
問への調本権限について	更な情報が入手できないという用状が改善されるよう。 早期に注改正を実施することを求める

要な情報が入手できないという現状が改善されるよう、早期に法改正を実施することを求める。